

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月12日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	千葉市
4. 届出番号	23
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 千葉市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅の重度心身障害者に対するおむつの給付に関する事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表 第6の項 住宅の重度心身障害者に対するおむつの給付に関する事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号) 第一条	千葉市在宅重度心身障害者おむつ給付事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく <u>重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は在宅の <u>重度心身障害者</u> に対し、おむつの給付を行うことにより、本人及び介護に当たっている家族を援助し、その日常生活における負担を軽減し、もって在宅 <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		千葉市在宅重度心身障害者おむつ給付事業実施要綱(昭和63年千葉市要綱)